

地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

公 告

このたび美幌町の一部を受益地域とする土地改良（田中第 3 地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条第 5 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第 85 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 85 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 8 年 9 月 9 日

網走郡美幌町字田中 818 番地の 2

梅津農産株式会社 代表取締役 梅津 幸一

網走郡美幌町字美禽 177 番地 城 豊和

網走郡美幌町字瑞治 106 番地

有限会社田中農産 代表取締役 田中 康弘

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業計画概要書（及び全体構成）

（2）縦覧期間

令和 8 年 9 月 9 日から令和 8 年 9 月 29 日まで

（3）縦覧場所

美幌町役場の掲示場及び美幌町のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先について

ア 郵便 〒092-8650

網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地

美幌町役場経済部内土地改良事業申請人代表

梅津農産株式会社 代表取締役 梅津 幸一

イ ファクシミリ

0152-72-4869

ウ 電子メール

krinmug@town.bihoro.hokkaido.jp

（2）意見書の提出期限

令和 8 年 9 月 29 日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをする場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。